

第2回の小委員会における主な意見の概要

1. 議論の進め方についての意見

- 一番必要なのは、議論のテンポを速め、必要ならばどんどん改革を行っていくということ。そのためには例えばヒアリングを行うにしても、ターゲットを絞って、なるべく具体的に議論を展開することが必要だし、またここで行われる議論のテンポをもっと上げるという努力をされてはどうか。
なるべく具体的に利用者の意見もよく聞いて、何をどう変えて欲しいのかということを知り、その問題点について検討し、必要ならば法律の改正を積極的に進めていくというような、そういう目標を持った議論をすべき。
- 著作権の世界は非常に動きが速いので、この基本問題小委員会が高所からいろいろ議論するというものを期待されているのは重々承知しているが、やはりただ議論していて、世の中が動いていって、何か結論を出そうとしているところに何も提言できないで終わってしまうということにはならないように、じっくり検討するにしても、やはり常にスピード感というのは意識して進めていただきたい。
- 知財推進計画の中で、2009年度中に結論を得るというテーマがいくつかあるが、それらとどのように関わらせていくのか、この点も考えた方がいい。
緊急課題というのでも、それぞれの立場によって違うかもしれないが、その都度こちらから申し出れば、取り上げられていくのか、そのへんのことも整理いただけたらと思う。
- ヒアリングを行うときには、具体的な事例を挙げて、双方の立場からきちんと言える方を呼んでいただきたい。
- ペースというものは本当にもっと上げていかなければならない。
何も総論を言い合うということではなくても、とりあえず今年中に解決したいという、解決しなければならないというような問題からだけでも早急に結論が導き出せるような会議の進め方というものを作ってもらう方がいいのではないか。
- 基本問題小委員会というものが設置されたそのねらいから言えば、個々具体的なケースというのは常に念頭に置かなければ、つまり一般抽象的なことを論じていたら意味がないから。そういうものを念頭に置きながら、そういう広く文化論的な立場から著作権制度の在り方について論議し、今後のそういう具体的なケースの解決を視野に入れつつ今後の施策の在り方を検討していくということなのだろう。
- この場ではもっといろいろな具体的な提案をして、それで解決できるのではないかということを考える必要があるのではないか。

その上で、最後まで残る問題があるとしたら、それは非常に著作権法の根幹に関わる問題だから、じっくり時間をかけて、著作権法そのものを抜本的に改革するというようなことを検討することも必要ではあるけれども。当面こうして欲しいという利用者の意見に対して、なるべく早く具体的に対策を立てるということも平行してやる必要があるのではないか。

2. 今後中心的に議論すべき論点についての意見

- 今こういう問題があるからフェアユースの導入を議論すべきであるという具体的な提案がないと、委員会での議論ができない。ビジネススキーム容認のためのフェアユース導入論の立場の方々の意見を出していただきたい。

- 問題が顕在化するおそれがある、ではなくて、もう顕在化している時期だと思うので、フェアユース規定だけではなく録音録画補償金の問題もやはりスピード感を持っていただけたらと思う。

- 法制問題小委員会との兼ね合いということだけれども、その兼ね合いを考えすぎて、余りにも何か問題提起が抽象的すぎるのではないか。法制問題小委員会というのは当面差し迫った法律の改正について議論をするところだろう。そうすると、こういう基本問題委員会というテーマでもいいけれども、こういうところでは具体的にどういうふうに法律を変えたらいいか分からないけれども、早急に議論すべきテーマというものがあるだろう。
来年法制問題委員会で取り上げなければならないというようなテーマについて、この席には著作者の方がたくさんいるので、こういう席に利用者の方を呼んで、それで議論をすることによってどういうふうにシステムを変えていったらいいかということが見えてくるだろう。そうすると、来年再来年に法制問題小委員会の方で取り上げてもらうテーマが見えてくる。
あくまでも非常に近々の近未来に問題となるようなものについて具体的に検討していくという姿勢がないと、非常に抽象的なものになってしまうと、100年先の議論をするようなことになってしまう可能性がある。そうならないように、なるべく具体的な問題の設定をして議論を進める必要がある。

- 日本はもう少しゼロベースで考えて、具体的に何か規定がないとおかしいだろうというようなところから議論をすべき。
今ビジネス的なスキームとしてこういうのが必要だからフェアユース論でやらせてくれという意見を外から出してもらわないと、反論のしようもないし賛成のしようもない。

- グーグル問題というのが今大変話題になっている。ネット関係でなかなか許諾を求めるのが難しいということが言われている。そういう意味では、何かこういうあらゆる著作者を網羅するような管理組織を作ることによって、多くの問題が解決するのではないかと。例えば、著作権の保護期間を延長するという問題も、70年に延長して行方不明の作家が増えるという議論があるけれども、これもこういう包括的な管理組織というものを作れば、大部分は解決す

る問題だろう。

そういうビジョンをこういう会議の場で検討するというようなことがあってもいいのではないかと。ビジョンなしに漠然と考えていたらどんどん時間ばかりがたってしまう。必要ならばこのメンバーに一人一人何か具体的なビジョンを出して、それについてみんなで検討をするというような議論の進め方が必要なのではないか。

- 私的録音録画補償金制度について、なぜ補償金制度ができたのかということをもう一度改めて議論するところに来ているのではないか。

補償金制度が不要というなら、なぜ不要なのか、なぜ機器の購入者が支払うのか、メーカーはなぜ負担しないのか、これらを根本的に今一度議論することで、基本問題小委員会が意味を持つのではないか。

- 今やらなければいけないことの1つに、優先順位をつけることがある。様々なテーマが挙げられているけれども、例えばフェアユースにしろ、それから補償金の問題にしろ、期間延長の問題にしろ、そうした個別のテーマというのはいずれも手段であって、一体その手段で何を解決するのかといった論点が必要である。今どこからどういう順番に手をつけなければいけないのかということを整理してみたらいいのではないか。

その優先順位のメルクマールだけでも、それは、実例とか実態ベースで考える。そこで実態ということが出てくるのかなと感じている。制度を変更する実需の強さと言い換えてもいいのかもしれないけれども、それは定量データでなされるべき。そうした制度変更を加えることによって、何がどう動くのかということを経験問題にしろフェアユースにしろ、制度を動かそうと提案される側に立証していただいて、その上で議論をするということがいいのではないか。

- 具体的なスキームを各委員が議論のたたき台として提案することは、可能ならやってみたらいいかなと思う。そういうものを出してみて、なるほどそれならば解決が図れるとか。もしかしたらそういうものを促進しなきゃいけないというふうになるかもしれない。それを出してみるというのは、具体的であり基本的な問題を出すことになるのではないか。